

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和元年10月
山梨県人事委員会

目次

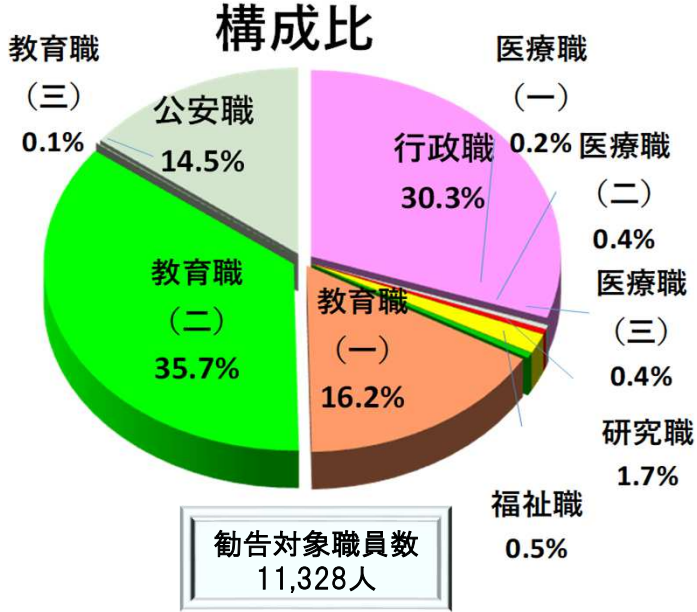
給与勧告の仕組みと本年の給与改定

①	給与勧告の対象職員	1
②	給与勧告の手順	2
③	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	3
④	民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤	本年の給与改定	5
⑥	最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）	6

① 給与勧告の対象職員

平成31年4月1日現在の給与勧告対象職員は、11,328人^(注1)です。
 このうち、一般行政職員は、3,435人で全体の30.3%を占めています。最も多いのは教育職で、小中高校等を合わせると、5,894人で、全体の52.0%となり過半数を占めています。
 また、職員の平均年齢は43.2歳^(注2)となっています。

給料表	職員の例	職員数	平均年齢
行政職	一般行政職員	3,435人	43.2歳
医療職(一)	医師、歯科医師	17人	47.4歳
医療職(二)	薬剤師、栄養士等	41人	42.7歳
医療職(三)	保健師、看護師	47人	42.1歳
研究職	研究員、学芸員	194人	44.4歳
福祉職	福祉司	54人	36.3歳
教育職(一)	高等学校・特別支援学校の教育職員	1,844人	45.5歳
教育職(二)	小学校・中学校の教育職員	4,043人	44.6歳
教育職(三)	専門学校に勤務する教育職員	7人	48.7歳
公安職	警察官	1,646人	36.9歳
計		11,328人	43.2歳

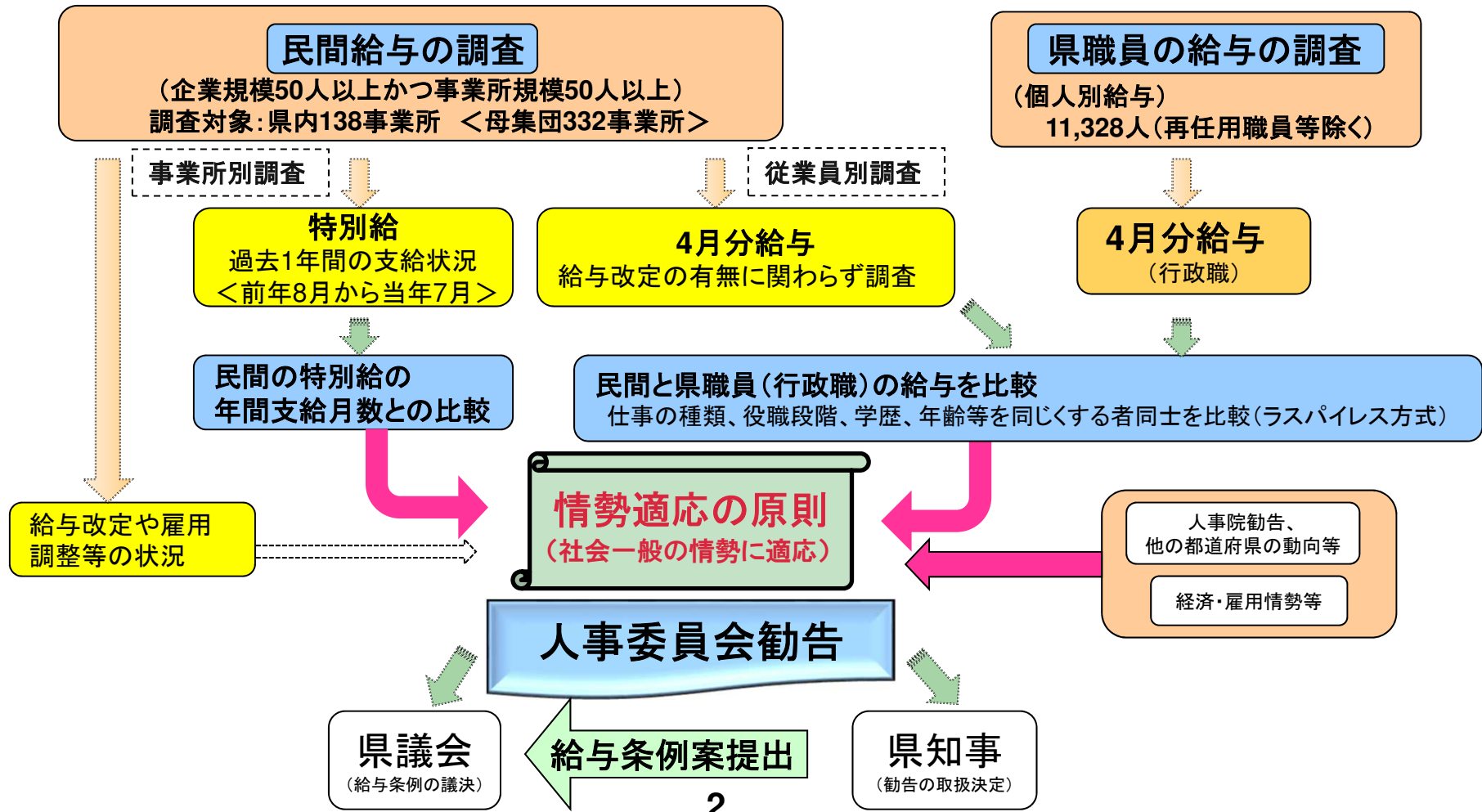


(注1) この人数は、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員、公営企業職員、現業(技能労務)職員等は除いたもの。
 (注2) 年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢

② 給与勧告の手順

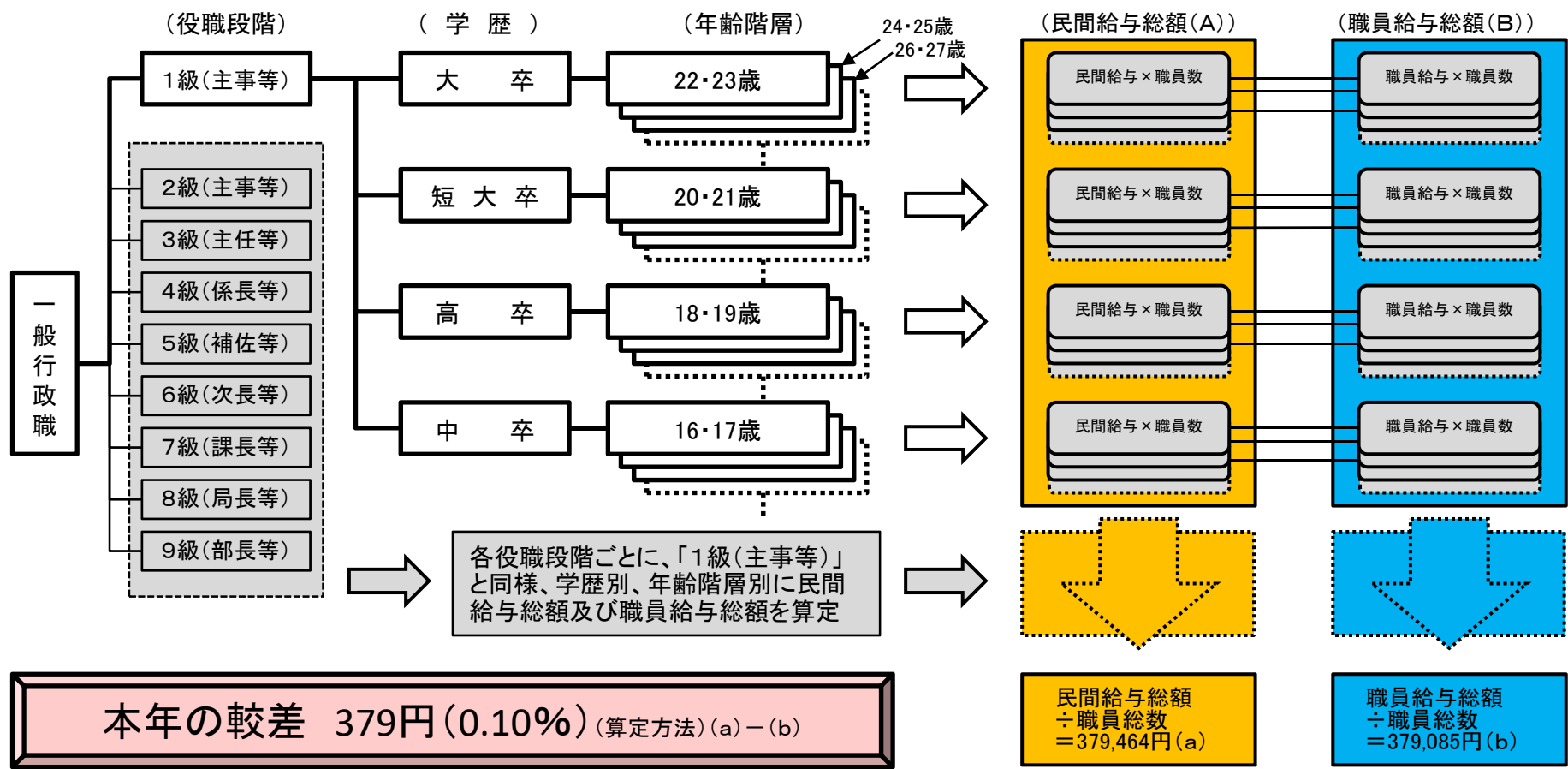
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

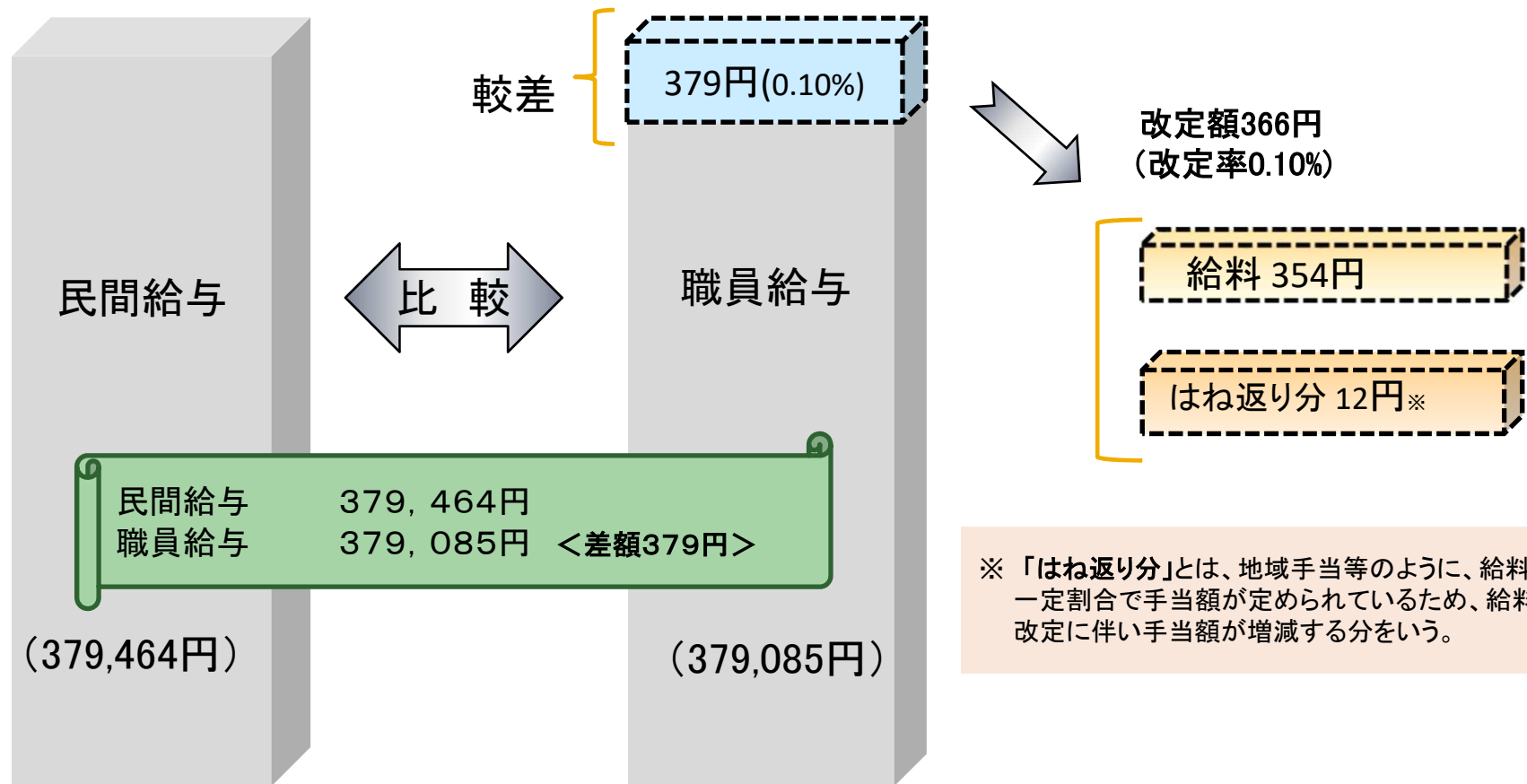
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(一般行政職)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 平成31年職員給与実態調査の結果を基に算出
 (注2) 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との比較を行い、公民較差は379円(0.10%)であったため、次のとおり給与改定を行うこととしました。



⑤ 本年の給与改定

1 月例給(給料表)

- 行政職
 - ・人事院勧告に準じて改定
 - ・民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給(1,500円程度)及び30歳台半ばまでの職員について、国に準じて給料月額を改定(引上げ)
- その他の職
 - ・行政職給料表との均衡を基本に改定

2 特別給(期末手当・勤勉手当)

- 民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給月数を考慮し引上げ
年間支給月数 4.45月 ⇒ 4.50月(0.05月分)

3 住居手当

- 人事院勧告に準じて改定
 - 手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ(12,000円 ⇒ 16,000円)
 - 手当額の上限を引上げ(27,000円 ⇒ 28,000円)
 - ※ 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

4 実施時期

- 月例給(給料表)は、平成31年4月1日
特別給(期末手当・勤勉手当)は、令和元年12月1日
住居手当は、令和2年4月1日

⑥ 最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）

本県の平成16年から本年までの給与勧告については次のとおりです。

	月例給	特別給(ボーナス)		一般行政職の平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成16年	勧告なし(注)	4.40 月	—	—	—
平成17年	▲ 0.35 %	4.45 月	0.05 月	▲ 0.3 万円	▲ 0.05 %
平成18年	▲ 0.05 %	4.45 月	—	▲ 0.06 万円	▲ 0.01 %
平成19年	0.94 %	4.50 月	0.05 月	6.8 万円	1.05 %
平成20年	勧告なし(注)	4.50 月	—	—	—
平成21年	▲ 0.14 %	4.15 月	▲ 0.35 月	▲ 15.3 万円	▲ 2.35 %
平成22年	▲ 0.37 %	3.95 月	▲ 0.20 月	▲ 10.3 万円	▲ 1.60 %
平成23年	▲ 0.20 %	3.95 月	—	▲ 1.3 万円	▲ 0.21 %
平成24年	勧告なし(注)	3.95 月	—	—	—
平成25年	勧告なし(注)	3.90 月	▲ 0.05 月	▲ 2.0 万円	▲ 0.32 %
平成26年	0.22 %	4.10 月	0.20 月	9.2 万円	1.49 %
平成27年	0.40 %	4.20 月	0.10 月	6.5 万円	1.04 %
平成28年	0.81 %	4.30 月	0.10 月	8.7 万円	1.39 %
平成29年	0.13 %	4.40 月	0.10 月	4.7 万円	0.74 %
平成30年	0.16 %	4.45 月	0.05 月	2.9 万円	0.46 %
令和元年	0.10 %	4.50 月	0.05 月	2.5 万円	0.40 %

(注) 公民較差に基づく給与改定の勧告なし